

北海道史編さん委員会条例施行規則

平成30年3月30日

(北海道規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道史編さん委員会条例（平成30年北海道条例第5号。第3条第1項において「条例」という。）第7条の規定に基づき、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員、専門委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第3条 条例第5条の規定による部会は、委員会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、委員長が指名する委員、専門委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は専門委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員、専門委員及び臨時委員の」と、同条第4項中「委員、」とあるのは「当該部会に属する委員、」と読み替えるものとする。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委員長への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。